

「花見小路における観光マナー対策事業」 業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称

花見小路における観光マナー対策事業

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

(3) 目的

花見小路通（京都市東山区祇園町南側周辺（四条通～JRAウインズ京都前））での観光マナー対策の更なる充実を図るため

2 観光マナー対策に係る事業概要

(1) 実施日時（予定）

- ① 11月1日（金）午前11時～午後1時頃
- ② 11月29日（金）午前11時～午後1時頃
- ③ 3月28日（金）午前11時～午後1時頃

※ 実施日時については、今後変更となる可能性があります。

(2) 実施内容

- ・ 警備員や京都府警による交通整理
- ・ 地域及び大学生等による啓発チラシの配布
- ・ その他、観光マナー対策に係る取組を実施するための事業管理業務一式（全体進行管理及び当該事業の実施様子の撮影業務等を含む。）

(3) 留意事項

警備員の委託経費及び啓発チラシの作成・印刷経費は、本事業経費の対象外

3 委託業務内容

(1) 啓発物の制作・手配

ア 以下記載事項に係る制作・手配等

- ① 歩行者分離用コーン（約10メートル間隔で東西に配置）
- ② コーンサイン（2種類）
- ③ 周知啓発用ポータブル拡声器（3台）
- ④ スタッフ用ビブス（約15枚）
- ⑤ 当該事業に係る様子の写真撮影
- ⑥ 感謝状の作成（1枚）
- ⑦ 京都府警察等への本事業に係る実施に伴う申請等の諸業務

- ⑧ ⑤の画像を利用したオンライン広告配信に関わる諸業務（画像編集、配信手続き、報告書作成）
- ⑨ 現地啓発で使用するプラカード（2枚）及び横断幕の作成
- ※ 上述の①～③については、花見小路通の対象範囲等を踏まえ、必要数を提案してください。
- ※ ⑤で撮影する写真は、⑧のオンライン広告配信やサイネージへの掲示に使うことを考慮したうえで、縦長、横長サイズ（例：縦1920×横1080、縦1080×横1920）それぞれ撮影すること。
- ※ ⑧の広告配信は、秋の観光シーズン（11月下旬～12月上旬）又は、春の観光シーズン（3月下旬）に行うこと。

イ その他事業管理業務
全体進行管理等

4 委託業務の進行等

(1) 業務の打合せ

業務の打合せは必要に応じて適宜行うものとするが、第1回及び業務の主要な段階においては、全体業務を統括する者が出席するものとする。

(2) 協議事項

- ア 事業実施の調整過程においては、適宜委託者と情報共有し、委託者による指示の機会を設けること。
- イ 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- ウ 受託者は、委託者の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、委託者は再委託について承認しない。
- エ オンライン広告配信は、画像のみの配信とし、動画は不要とする。また、配信先の媒体（Facebook、Instagram、GoogleDisplayNetwork など）、配信期間については契約後、委託者と協議をしたうえで決定するものとする。

(3) 納品物等

- ア 納品物
 - ・ 事業実施日当日の啓発内容の記録報告書
 - ・ 当該事業に係る様子の写真データ（ファイル形式 jpeg）
 - ・ リーチ、シェア数、コメント数など観光協会が指定するデータを記載した広告配信実績の報告書
- イ 納品期限
各実施日から2週間以内
- ウ 納品場所

4 支払方法

委託業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

5 その他

(1) 秘密保持義務

本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。

(3) 著作権の取扱い

ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。

ウ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。